㈡　ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

㈢　弾力的なポイントの付与及び割引

㈠及び㈡に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第６号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

「一般国道165号及び166号（南阪奈道路）におけるマイレージ割引のポイントの付与及びポイントによる割引」の変更

イ　ポイントの付与

料金の額10円毎に１ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

ロ　ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

ハ　実施する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日まで。

ニ　経過措置

平成26年３月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成26年３月31日以前の走行に対して平成26年４月１日以降に別途付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は、14パーセント以下とする。

③　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ＥＴＣ車

ロ　割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　実施する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日まで。

④　通勤割引

イ　割引をする自動車

午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が通勤割引の適用を１回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

ロ　割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　実施する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日まで。

⑤　平日夜間割引

イ　割引をする自動車

休日以外の日の午後10時から翌午前０時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　実施する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日まで。